- 1. 件名:「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に係る面談」
- 2. 日時: 令和2年8月26日(水) 13時15分~14時50分
- 3. 場所:原子力規制庁 10階会議室(一部 TV 会議により実施)
- 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、中川上席安全審査官、河本安全審査官、大岡安全審査専門職

(原子力規制部専門検査部門)

大東首席原子力専門検査官、中田上席原子力専門検査官

日本原燃(株)

大久保 理事 再処理事業部副事業部長 他10名

東京電力(株) サイクル技術グループマネージャー 他1名

中部電力(株) サイクル戦略グループ課長

関西電力(株) 原燃計画グループマネージャー

四国電力(株) サイクル技術グループ担当

5. 要旨

- (1)日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、新規制基準に係る再処理施設の今後の設計及び工事の計画の認可申請(以下「設工認申請」という。)に関し、これまでの設工認申請に係る面談(※1)を踏まえて、当日提出資料に基づき、申請書記載事項の整理状況等について説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。
 - ①設工認申請対象施設の明確化について
 - 事業変更許可申請書に記載の設備について設工認申請で漏れがないこととしているが、設工認申請では詳細設計として事業変更許可申請書では明示されていない設備機器等を必要に応じて示していく必要があり、そのような設備機器等の抽出の考え方が不明確であるため、申請対象とする設備機器等の抽出の考え方をより具体的に整理すること。
 - ②設工認申請に係る体制及び作業プロセスについて

- ・設工認の審査対応に係る体制が別に整理されているが、一体として対 応されるべきものであり、合わせて整理すること。
- ・これまでの対応は作業できるものから着手しているように見受けられるが、手戻り無く進めるため、作業に当たっては基本方針、要領等をまとめ、適時見直しの機会を設けるなど、一つ一つ着実に進めることが重要と考えられ、そのような取組の状況について整理すること。

③使用前事業者検査の実施方針について

- ・検査要領書を作成するにあたっての具体的な基本方針を整理すること。
- ・実検査にて確認する対象等の詳細な考え方を整理中とあるが、まずは 基本的な考え方について整理すること。

④全体計画について

- ・分割申請の考え方について、全体計画(案)に示している申請対象設備との関係を含めて、具体的に整理すること。
- ・使用前事業者検査の着手時期等について、対象とする設備機器等、検 査項目等の考え方を整理すること。
- (3) 日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

「再処理施設の設工認申請等の対応状況について」

※1 令和2年8月21日の面談

「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に係る面談」